

この30年で、日本や世界はどう変わったか ～各分野から見た変化～

ながれ

後藤 敏彦 (ごとう としひこ / サステナビリティ日本フォーラム 代表理事)

●企業社会を取り巻く変化

1990年代、地球環境問題が企業社会にとって大きな課題になる端緒は1990年前後、リオの地球サミットの準備段階での産業界を取り巻く動きであろう。エクソン・バルディーズ号でのオイル汚染を契機に策定されたシリーズ原則も重要なイニシアティブの一つであった。環境マネジメントシステム(EMS)の規格化の動きも始まり、1996年にISO14000sの最初のものが公表され、以降の産業界の環境取組には大きく影響を与えてきている。

企業の環境情報公開へのニーズ・圧力も同じころ始まり、任意の様々なガイドが作成され上記の動き等と相俟って大きく発展してきた。

2000年前後から、企業の取組へのニーズは環境だけではなく、サステナビリティへと変わってきたが、これには筆者も理事等として関わったGRI¹も大きく寄与したものと自負している。なお世上、CSR、ESG²、サステナビリティ等の横文字が飛び交っているが、企業社会での大きな概念としてはほぼ同義語であり、本稿ではサステナビリティで通す。

故コフィー・アナン氏の功績は大きい。国連事務総長として国連グローバル・コンパクトを提唱したのは1999年のダボス会議である。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は今、企業社会の基本的コードであるが、これも同氏が故ジョン・ラギーハーバード大学教授を2005年に事務総長特別代表に任命したことから開始され、2011年に国連人権理事会の採択につながった。ESG金融の国連責任投資原則も同氏のイニシアティブ

で2006年に公表された。SDGsの前身のMDGsも同氏のイニシアティブで2001年から実施されたものである。

2010年代に入ると別表のように各種のルールがソフトロー、ハードローとして矢継ぎ早に公開、制定されてきた。

別表：環境・CSR(ESG)経営 ルール化

- ・ ISO26000(2010)
 - ・ GRI G4/スタンダード化(2013/2016)
 - ・ 国際等ご報告協議会(IIRC)統合報告フレームワーク(2013)
 - ・ EU非財務情報開示義務化(ハード・ロー)(2014)
 - ・ 金融庁チュワードシップ・コード(2014)
 - ・ 金融庁・東証コーポレートガバナンス・コード(2015)
 - ・ 国連SDGs採択(2015)
 - ・ 気候変動枠組条約COP21パリ協定採択(ハード・ロー)(2015)
 - ・ 金融安定理事会・気候関連財務情報開示タスクフォース(FSB/TCFD)最終報告書「提言」公表(2017)
- Etc.

2015年に国連でSDGsやパリ協定が採択されたが、同年にG20財務大臣・中央銀行総裁会議は、金融安定理事会に対して気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の開設を求めた。資金配分のベースとなる気候変動対応情報の不足による金融混乱に対する懸念からである。TCFDは2017年に最終報告書「提言」を公表し、以降、この提言はサステナブル金融や企業取組に極めて大きな影響を与え続けてきている。

●日本の企業社会の動き

1990年代、EMSの認証取得数も環境報告書発行数も世界に劣ってはいなかった。シリーズ原則の旧名をとってバルディーズ研究会なるNPOが立ち上げられ、企業から多くの参加者が加わったのも1990年である。2000年代に入り、環境報告書がCSR報告書に替わるのも早く、環境報告書ネットワーク(現、NSC)は2002年報告書で「CSR報告書

元年」を宣言したが、GRIが草案を出してからわずか2～3年のことであった。

京都議定書の批准のころから、結果的に企業の気候変動対応は個別企業・業界の自主的対応に任されてしまい企業社会全体としての動きは止まってしまった、というのが筆者の感想である。

SDGsやパリ協定採択以後も、先端的取組とされるRE100やSBTi³への署名や参加数は世界の中でも上位ではあるが数百社であり、企業社会全体の大きなうねりとなっているとは思えない。

●失った30年

フォーチュン500社や、時価総額上位ランキングは統計を持ち出すまでもなく日本企業の凋落は明白である。

世界経済の15%を占めていた日本は現在5%であり、端的に言えば世界が3倍になる中で日本は停滞したということである。この間、炭素生産性も主要国のトップクラスから最下位近くに落ち低迷している。

労働分配率の低下と相俟って人材投資も無形資産投資も先進国最下位レベル、デジタル化も遅れDXどころではない。

更には、原子力への固執からか再生可能エネルギーへの転換に成功していないことも停滞の大原因であろう。

●今後への期待

COVID-19にも拘わらず、2020年代に入り動きが加速化している。欧州は特に顕著で、TCFDの影響もあり2018年に10のアクションプランを立て、以降の法や規則の制定につながっている。

2020年9月にはTCFDの影響によりサステナビリティ報告ガイドラインの統一の動きが一機に顕在化し、2021年にIFRS(国際財

務報告基準)財団がISSB(国際サステナビリティ基準審議会)を設置することに至った。そして現況は、詳細説明は省くがシングル・マテリアリティを軸としたIFRS/ISSB基準とダブルマテリアリティを軸としたGRI基準に収斂している。ただし、これは対立する概念ではなく、サステナビリティ報告の観点としては、語弊を恐れずに言えば報告範囲の違いである。

IFRS/ISSBはサステナビリティ関連財務報告基準として2023年6月にIFRS S1, S2を公表し、金融庁は有価証券報告書への記載義務化への作業中である。欧州は2022年にはCSRD(コーポレート・サステナビリティ報告指令)を制定している。これはGRIの提唱するダブルマテリアリティ軸を採用し、ESRS(欧州サステナビリティ報告スタンダード)は7月31日に欧州委員会が委任法令を採択している。

この2つは日本の企業社会、企業取組にも極めて大きなインパクトを与えるもので、今から5～10年、更にはもっと長期の企業社会の変革の基点となるものと筆者は捉えている。即ち、企業の情報開示・公開・広報が大変革期に直面していることを述べたが、これはビジネスモデルを含め企業の発展戦略とサステナビリティ経営戦略・取組を一体化して初めてまともな報告につながる。グローバル企業は欧州基準に準拠せざるを得ず、変革の大チャンスとあってよい。これをバネに多くの企業が大変革することを期待している。

¹⁾ サステナビリティに関する国際基準策定を目指すNGO

²⁾ 環境・社会・ガバナンスを考慮した金融・事業活動

³⁾ Science Based Targets initiative。気候変動を防ぎ、ネットゼロ経済における企業の競争力を高めることを目的として2015年にWWF、CDP、世界資源研究所(WRI)、国連グローバル・コンパクトにより設立された共同イニシアティブ